

## 第4章 基本的な取組方針

第4章 基本的な取組方針は、「第3章 バリアフリーに関する課題の整理」を踏まえ、生活関連施設及び経路におけるバリアフリー化の取組方針を定めます。

### 4-1 施設と経路のバリアフリー化の取組方針

施設と経路のバリアフリー化の取組方針は、「大田区移動等円滑化促進方針 おおた街なか“すいすい”方針」における公共交通や道路等の施設別の方針に基づき、バリアフリーに関する課題に対応した取組方針となります。

#### (1) 公共交通

##### ① 鉄道駅

- 駅では、高齢者、障がい者等の利用の実態を踏まえ、施設や設備等のさらなる安全性及び利便性の向上に努めます。
- 駅では、プラットフォームから主要な出入口（線路を挟んだ各側に出入口がある駅では、それぞれの出入口）まで、バリアフリー化された経路を確保します。
- 駅のプラットフォームでは、円滑な乗降のため列車との段差及び隙間をできる限り小さくするとともに、ホームドアの設置等による転落防止を図ります。

##### ② バス乗り場等

- バス乗り場では、屋根やベンチの設置等の整備を進めます。
- バス車両のバリアフリー化を進めます。

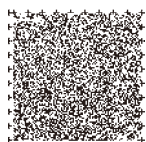
図4-1 公共交通施設におけるバリアフリー整備の例



ホームドアの設置(大森駅)



バス乗り場に屋根やベンチを設置(京急蒲田駅バス停)



## (2) 道路等

- 歩道は、高齢者、障がい者等が安全かつ快適に移動できる構造とします。
- 視覚障がい者が安全かつ円滑に移動できるように、動線を考慮して、視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。
- 車いすやベビーカーの使用者がバスに円滑に乗降できるように、関連事業者と連携して、バス停付近の歩道等の整備を進めます。
- 視覚障がい者誘導用ブロックの設置に併せて、横断歩道にバリアフリー対応型信号機やエスコートゾーンを設置します。

図4-2 道路におけるバリアフリー整備の例



安全で快適に移動できる歩道の整備(蒲田駅西口駅前)



横断歩道にエスコートゾーンを設置(蒲田駅東口駅前)

## (3) 建築物

- 高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるように、道路から施設内までのバリアフリー化された経路を確保するとともに、その経路の適切な管理を行います。
- 施設内においては、高齢者、障がい者等が円滑に水平・垂直移動できるように努めるとともに、移動を支援する案内情報をわかりやすく提供します。
- トイレの設置にあたっては、建築物の用途及び規模に応じて、車いす利用者対応トイレ、オストメイト対応トイレ、ベビーチェアやベビーベッドの設置されたトイレ、大型ベッドの設置されたトイレ、異性介助等に配慮した男女共用トイレなど、利用者のニーズに配慮します。
- トイレ内の異性介助に配慮した設備やフラッシュライトの設置など、高齢者、障がい者等が利用しやすい施設を整備します。
- 乳幼児連れ利用者に配慮し、建築物の用途及び規模に応じて、授乳やおむつ交換ができる場所を確保します。

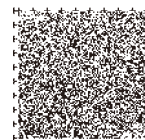


図4-3 建築物におけるバリアフリー整備の例



オストメイト用汚物流しの設置(志茂田中学校)



トイレ内にフラッシュライトを設置(蒲田図書館)

#### (4)ソフト面

- 歩道の機能を十分に維持・管理するため、自転車の駐車、看板・商品等の歩道上の障害物の排除等、適切な管理を行います。
- 横断歩道やバス停留所付近における違法駐車車両の指導・取締りを強化します。
- 自転車駐車場の収容台数の拡充を図るとともに、放置自転車の撤去を進めます。また、自転車利用に関するルールの周知とマナーの向上を図ります。

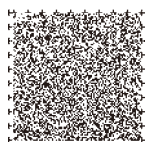
図4-4 バリアフリーに関するソフト面の取組の例



放置自転車の撤去



自転車利用に関するルールの周知



## 4-2 心のバリアフリーに関する取組方針

### ▶「心のバリアフリー」とは

施設や経路のバリアフリー化によりハードの整備が進む場合でも、高齢者、障がい者等に対して、区民一人ひとりがその特性を理解し、接することができなければ、真の意味でのバリアフリー化は図ることができません。障がいの有無に関わらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切に、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を実現するためには、「心のバリアフリー」を推進することが重要となります。

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを意味します。

#### 「心のバリアフリー」を推進するための3つのポイント

- ①障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」を理解すること。
- ②障がいのある人（及びその家族）への差別を行わないよう徹底すること。
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

出典：「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29(2017)年2月 ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）より抜粋

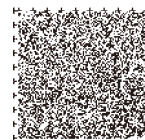
### ▶「障がいの社会モデル」とは

障がい者が日常・社会生活で受ける制限は、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという考え方を「障がいの社会モデル」といいます。

「障がいの社会モデル」の考え方は、平成18(2006)年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」において提示され、日本では条約の締結にあたり、平成23(2011)年に改正された「障害者基本法」で明確化され、平成25(2013)年に制定された「障害者差別解消法」で具体化されています。

障がい者にとって社会にある障壁は、事物、制度、慣行、観念等の様々なものがあり、日常生活や社会生活において相当な制限を受ける状態をつくっており、社会や環境のあり方・仕組みが“障がい”を作り出していることを理解し、社会の責務として、この障壁を取り除いていく必要があります。

この考え方に従い、高齢者、障がい者等の利用者の立場に立ち、社会的障壁をなくすためには、ハード面におけるまちのバリアフリー化だけでなく、心のバリアフリーを推進していくことも必要です。



また、心のバリアフリーを推進していくためには、一人ひとりの中に心のバリアフリーに関する意識を芽生えさせ、育てていくことが必要です。また、一人ひとりが具体的な行動を起こし継続することも重要となります。

区民、事業者、区（行政）が連携しながら、心のバリアフリーを推進するために、各主体の取組方針を進めます。

---

### (1)区民

- ①「困っているときにどのような支援をすればよいのか」等、高齢者、障がい者等への接し方、支援の方法等を習得し、理解と協力を深めます。
- ②高齢者、障がい者等の困難さや困りごとを体験し学習する場への参加や、バリアフリーに関する活動への参加等、一人ひとりが自発的にバリアフリーへの取組に努めます。
- ③障がい者団体は、区や学校と連携しながら、心のバリアフリーの普及啓発を進めます。
- ④自転車を適切な場所に止めることや、道路上に看板を置かない等、交通ルールを守り、マナーの向上に努めます。

---

### (2)事業者

- ①障がいの社会モデルの観点から、障がいの有無に関わらず、すべての利用者に対し同じサービスが提供できるように努めます。
- ②高齢者や障がい者の利用に伴い、移動や目的を円滑に達成できるように、知識や技術を身につける研修等、職員教育の充実に取り組みます。
- ③高齢者、障がい者等の移動や施設の利用における困りごとを理解し、適切な対応ができるよう取り組みます。
- ④聴覚障がい者とのコミュニケーションの取り方を理解するとともに、筆談ボード等を用意して筆談対応を進めます。
- ⑤特定事業等の実施だけでなく、利用者ニーズに応える取組も並行して行うことで、施設等の利便性・安全性の向上を図ります。

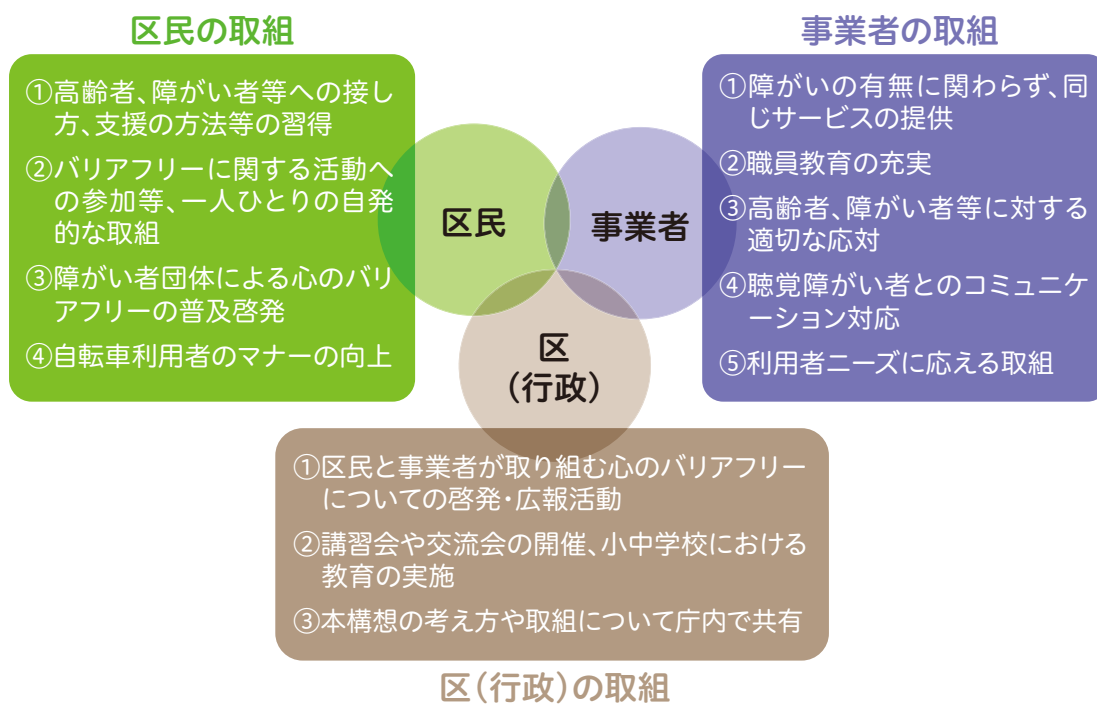
---

### (3)区(行政)

- ①区民等と事業者が取り組むべき心のバリアフリーについて、区が主催する講演会の実施など、啓発・広報活動を進めます。
- ②障がい者団体を実施する講習会や交流会の開催、区立の小中学校における教育の実施など、区民等の具体的な行動につなげるための支援を進めます。
- ③職員の知識や意識の向上を図るため、本構想の考え方や取組について庁内で共有するとともに、本構想を広く周知します。



図4-5 区民・事業者・区(行政)が連携した心のバリアフリーの推進



#### ▶ 「心のバリアフリー」と「教育啓発特定事業」の関係

令和2（2020）年のバリアフリー法改正に伴い創設された、区市町村や事業者が行う「心のバリアフリー」に関する取組である「教育啓発特定事業」を、バリアフリー基本構想に位置づけることが重要です。

教育啓発特定事業には次の2種類があります。

- ア 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業（学校連携教育事業）
- イ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（理解協力啓発事業）

前述の「心のバリアフリー」を推進するための取組については、このうち、P32（1）区民の③、（2）事業者の②、（3）区（行政）の①②に記載している内容が、「教育啓発特定事業」に該当する取組（具体的な取組の例は、P50、P63、P72を参照）となります。

